

第 79 号議案

加東市東条デイサービスセンター条例を廃止する条例制定の件

加東市東条デイサービスセンター条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市東条デイサービスセンター条例を廃止する条例

加東市東条デイサービスセンター条例（平成 18 年加東市条例第 120 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

第 79 号議案 要旨

加東市東条デイサービスセンター条例の廃止（要旨）

1 制定理由

加東市東条デイサービスセンターは、加東市公共施設の適正化に関する計画に基づき、市がデイサービス事業を行う公の施設としての用途を廃止するため、加東市東条デイサービスセンター条例を廃止する。

2 制定内容

加東市東条デイサービスセンター条例の廃止

3 今後の利用方法

普通財産として、社会福祉法人加東市社会福祉協議会へ貸し付け、同法人が引き続きデイサービス事業を実施する。

4 施行期日 平成 30 年 3 月 1 日